

「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン（案）」に係るQ & A【第2版】

No	該当項目	質問	回答
1	2. 実施主体	「事業の一部を委託することができる」の範囲はどこまでか。	委託の範囲については、認定資格研修の実施に係る事務を想定しているが、「4. 実施手続」の「(3) 修了の認定・修了証の交付」の事務や「5. 認定等事務」は原則として委託することができない。
2	3. (1) 研修対象者	省令基準第10条第3項では、3号で児童福祉事業に従事した者について、9号で放課後児童健全育成事業に類似する事業について、それぞれ2年以上の実務経験を求めているが、児童福祉事業及び区市町村が認める放課後児童健全育成事業に類似した事業の両事業に従事した者の従事時間が、併せて2年以上かつ2000時間以上であった場合に（どちらか単独で2年以上かつ2000時間以上の条件を満たせない。）、両事業の経験を合算し研修対象者とみなすことは可能か。	省令基準第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件を定め、「各号のいずれかに該当する者」としているため、各号ごとの要件を満たす必要がある。
3		省令基準第10条第3項第9号で、「高等学校卒業者等であって、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とあるが、「かつ」の解釈として、それぞれの要件が満たされれば該当すると解釈してよろしいか。	どちらかが先でなければならないというわけではなく、それぞれの要件が満たされれば該当することになる。
4		研修対象者の範囲について、「従事しようとする者」は次年度就職を考えている者を含むということでのよいのか。（県内自治体から、認定資格研修だけを受けて放課後児童支援員にならない場合があるのではと問い合わせを受けた。）	基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする意志がある者であれば、研修対象者として含めて差し支えない。よって、次年度就職を考えている者も含むと解される。
5	3. (2) 定員	「認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね100名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。」とあるが、どのような効果を見込んでおおむね100名程度までとしているのか。 (100名程度までとした理由が分らないと、支障が生じるか否かが判断できない。)	認定資格研修は、放課後児童支援員として必要となる、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものであり、この目的を達成するために必要十分条件として考えられる定員規模を「おおむね100名程度まで」と想定しているため、この目的を達成できると考えられる定員規模で実施いただきたい。
6	3. (3) 研修項目・科目及び研修時間数(24時間)等	講師要件について、事務連絡で示された講師要件を参考に、県として適切だと思う講師を選定して差し支えないか、今後(案)とれ版では、さらに具体例が増えることがあるのか。	講師の選定に当たっては、ガイドライン(案)でお示した講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある、都道府県において適切な者を選定していただきたい。 また、具体例については、科目ごとの具体的な研修内容の詳細や指導のポイント等を盛り込んだシラバスを今後お示しする予定であるが、それと併せて検討しているところである。
7		講師要件について、「現に教授している福祉系大学等の職員」とは、専任教授ではなく講師でもよいのか。また、教育学部心理学科、社会学部社会学科で、類似科目について教授している職員でも可能か。	専任教授ではなく、講師であっても差し支えない。また、当該科目あるいは類似科目を現に教授していれば特に学科は問わない。 また、「福祉系大学等」には、例えば、指定社会福祉士養成施設、児童厚生員養成課程として認定を受けている大学等を想定している。
8		講師要件について、「一定の知識、経験を有する者」の基準はどこまでか。	放課後児童クラブに従事している者の当該科目に関する知識や実務経験で得た技能には、それぞれ個人差があるため、一概に目安をお示しすることはしていないが、これまでに、厚生労働省が主催で実施してきた中堅児童厚生員等研修を受講した者や厚生労働省の補助事業として実施してきた都道府県等が主催する放課後児童指導員等資質向上研修などで講師を担当した者など、当該科目を適切に実施、指導できる者を選定いただきたい。

No	該当項目	質問	回答
9		講師要件が「一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員」となっているカリキュラムについて、講師となった当該指導員は当該カリキュラムを受講したものと認定してよいのか。	科目の一部免除については、「3. 実施内容」の「(6)科目の一部免除」で免除することができる科目と対象者を定めており、ご質問の内容は想定していないが、本年度、国において認定資格研修の講師を対象とする研修の実施を予定しており、その研修を受講した者を講師として認定した場合には、当該科目を受講したものと認定して差し支えないと考えている。 また、国が実施する予定の認定資格研修の講師を対象とする研修については、本年度前半を目途に全国を7ブロックに分けて実施し、No.8に記載する者を受講対象とする予定であるが、予め都道府県が認定資格研修の該当科目の講師として適任であると認めた(推薦した)者を受講対象とする予定であるので、受講対象者の選定の作業に市町村とも連携して取り掛かっていただきたい。なお、当該研修に係るテキスト代や研修会場までの旅費等については、「放課後児童支援員認定資格研修事業」の対象経費に含めて差し支えない。具体的な実施方法等については、追ってお示しする予定である。
10	3. (4)研修期間等	「都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施しても差し支えない。」とあるが、ここで言う6か月の範囲で実施とは、この間に、受講者は、すべての科目を修了しなければならないということか。それともあくまで、都道府県が全16科目の研修1クールを用意すべき期間が6か月以内ということか。 例えば、1年間に半年ずつの研修を2クール用意した場合、受講者が都合の良い日時を選んで、1年かけて全科目を修了してもかまわないのか。	認定資格研修の実施目的を達成するには、受講者が一定の期間内で集中的にすべての研修カリキュラムを履修することが効果的であると考えられる「原則として2～3か月以内」を研修期間と設定したところであり、都道府県においても、全16科目(1クール)を2～3か月以内で実施いただきたいが、それによりがたい場合には、全16科目(1クール)を2期に分けて実施するなど最長6か月の範囲内で実施し、受講者が全16科目(1クール)を6か月以内で履修できるよう配慮願いたい。
11	3. (5)研修の教材	「…教材は、別紙に定める内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。」とあるが、都道府県が研修で使用する教材について、国は別紙以上のことを示さないのか。 この資格は、全国共通の資格であることを考えると、本研修のカリキュラム及びテキストは、全国共通のものを作成すべき(本来は、国が、全国共通の資格として、他の国家資格に準ずる形で研修や認定試験を実施すべき)で、都道府県の裁量が入ってしまうと質の担保が確保できないと考える。 国は、最低限テキストや講師資格の詳細を決めるべきであると考えているが、国としての考えを伺いたい。	研修科目の内容等については、省令基準及び3月末に策定した「放課後児童クラブ運営指針」等の内容を踏まえ、科目ごとの具体的な研修内容の詳細や指導のポイント等を盛り込んだシラバスをお示しする予定としている。 また、テキストについては、他分野の同様の養成研修などで、学識経験者等が編集委員会を設置して作成している例なども見られるところであり、必要性については認識しているため、今後の検討課題とさせていただきます。
12	3. (7)既修了科目の取扱い	受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部修了証(仮称)」を発行することができるものとする。」とあるが、この規定は「できる規定」と捉え、都道府県によって、一部科目修了を認めない取扱いをしても差し支えないか。	認定資格研修は、同一の都道府県で実施する一連の研修カリキュラムを履修することが基本と考えているが、転居や病気等のやむを得ない理由で全16科目(1クール)を履修できない場合には、受講者の便宜を考慮して、一部科目のみ履修した場合も当該科目については修了したものとみなすことが適当と考えられるため、都道府県の判断で修了を認めない取扱いをすることは想定していない。
13		仮に一部科目の修了を必ず認めなければならない場合、「やむを得ない場合」に限るのか。 一部科目修了者にとっては、全てやむを得ない事情であり、転居と病気以外の事例でやむを得ない事情として認められる事例を具体的に示していただきたい。	「病気等」で想定されるものは、親族の葬儀や大雪等による公共交通機関の停止など、社会通念上常識的かつ客観的な範囲内でやむを得ない理由と考えられるものを想定している。
14		1回の研修期間内に受講し終わらなかった場合は、すべて一部科目修了証を発行しなければならないのか。 それとも受講者からの希望(申請)があった場合のみ発行することによりか。	受講者からの申請に基づいて発行することを想定しているが、予め受講希望者に対して、募集時等に必要情報の周知を行う必要がある。
15		一部科目修了証の有効期限をもうけないのか。 (質問No10の研修期間の考え方が、仮に全科目を受講し終えるべき期間だとすれば、両者の考え方に齟齬が生じる。もしくは、乖離が大きいに思われる。)	No10にあるとおり、認定資格研修の実施に当たっては、最長でも全16科目(1クール)を6か月以内で履修できるように配慮いただきたいと考えているが、転居先の都道府県で受講する際に定員との関係で当該科目を速やかに受講できない場合などが考えられるため、一部科目修了証を交付した日から、おおむね1年以内とすることが望ましいと考えられる。

No	該当項目	質 問	回 答
16	3. (8) 修了評価	レポートやチェックシートが、「必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するもの」であるにもかかわらず、「科目履修の可否を決定することまでは想定していない」というのは、矛盾するのではないのか。 ガイドラインに記載されている「学んだこと、理解したこと、今後役にたつと思われること、講師の評価」等の内容では、単なるアンケートに過ぎないのではないのか。 また、評価は誰がするのか。仮に講師ならば、講師が評価して、理解度(及び講師自らの評価)を把握するなら理解できるが、受講者に講師の評価まで記載させるのであれば、講師はそれをどう扱えばよいのか。	修了評価については、研修講師が各科目ごとに履修の可否を決定することまでは想定しておらず、実施主体である都道府県が各受講者の科目の履修状況等を踏まえて行うことを想定している。その際に、すべての科目(授業)に出席しているか、レポート等の内容が科目を履修したと客観的に判断できる内容となっているかなどに留意する必要がある。
17		「例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど」とあるが、受講者に提出させるレポート等の形式や提出されたレポート等の保存期限等の取扱い、どのように定められるのか。 都道府県が独自で定めなくてはならないのか。	実施主体である都道府県の判断で決めていただきたい。
18	4. (1) ①受講の申込み及び受講資格の確認 4. (1) ②受講者本人の確認	「都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、…区市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。」とあるが、研修委託先の民間団体等に受講申込みの受付を委託することも差し支えないか。	「4. 実施手続」の「(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認」の手続を委託しても差し支えないが、個人情報の保護や確認行為を確実に行うよう、委託契約書等に実施方法等の詳細を定めておく必要がある。
19		「都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし」とあるが、本人確認を行う理由は何か。 本人確認をする場合、タイミングはいつを想定しているのか。(申込み受付時か、研修受講時か) 本人確認が申込み受付時ならば、申込みは本人でなければならないのか。代理人でも受け付けることは可能か。 研修受講時の本人確認の場合、この確認は研修委託先の民間団体等に委託することは可能か。	受講者が本人であるかを確認することは当然であるが、その確認は、受講申込受付時または研修初回受講時のどちらで行っても差し支えない。その際、受講申込書に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではない。また、受講者に過度の負担をかけないよう留意する必要がある。 なお、本人確認を受講申込受付時に行う場合には、原則として本人が申込を行う必要がある。 さらに、研修初回受講時に行う場合には、受講票に写真を貼付させて確認するなどの工夫も考えられる。
20		「各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。」とあるが、事業者が廃業等により証明書等の発行が困難な場合、在籍歴が確認できる書類(年金の記録や当時の責任者、破産管財人が持っている在籍時の記録等)を元に作成された書類をもって証明書とすることは差し支えないか。	差し支えない。
21		基準第10条第3項の各号に該当するかの確認を、記載の書類等で行った場合、その書類は申込者、本人に返却することを想定しているのか。 それとも、区市町村(もしくは民間団体等)が確認し、都道府県へ提出することまでを想定しているのか。 後者の場合、確認書類の取扱いをどのように考えているのか。	各種証明書等は原本を確認の上、その写しを都道府県が保管することを想定しているが、保存期間は、実施主体である都道府県において適切に決めていただきたい。
22		区市町村を経由させる場合、国として区市町村への事務費はどのように措置することを想定しているのか。	平成27年度においては、区市町村への事務費は措置していない。
23	4. (2) 受講場所	「受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに…」とあるが、「原則として」とは、どの程度の縛りをもつか。 (例えば、A県在住、B県放課後児童クラブ勤務の者は、原則B県での受講になるが、A県での受講も可能か。)	研修カリキュラムにおいて、都道府県の実情に応じて、管内の放課後児童クラブや子ども・子育て支援施策の状況等の内容を追加して研修科目等を設定いただくことを想定しているため、記載のとおりを受講場所としているが、受講者からの申し出により、真にやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。
24	4. (3) 修了の認定・修了証の交付	「修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。」とあるが、具体的にどの業務が委託不可なのか。 修了証の送付手続き等、事務作業については、委託して差し支えないか。	修了証の交付に係る送付手続等の意思決定を伴わない単なる事務作業については、委託して差し支えない。
25		(修了証の取扱い次第になるとと思われるが)修了証の交付のタイミングは、全科目修了後会場で渡すのか。後日、本人に郵送するのか。	受講者本人に適切に交付されるよう、実施主体である都道府県の判断による方法で行っていただいて差し支えないが、修了の認定を行う必要があるため、後日、本人に郵送する方法が現実的ではないか。
26		様式用の紙規格について、様式第2号-①については定めがあるが、様式第2号-②(携帯用)については特段の定めがないので、自治体で判断してよいのか。また、携帯義務の規定はないが、常時携帯するものと解してよいのか。	様式第2号-②については、携帯用であるため、名刺大のサイズ(縦86ミリメートル、横54ミリメートル)で交付いただくことを想定している。また、放課後児童支援員として認定されたことの証しであるため、放課後児童支援員として従事している間は携帯していることが望ましい。

No	該当項目	質問	回答
27		修了証に写真は、必要か。	様式でお示したとおり、写真の貼付は想定していない。
28	5. (1) 認定者名簿の作成	「都道府県は、…必要な事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した認定者名簿を作成するものとする。」とあるが、名簿に記載しなければならない必須事項は何か。 一部修了を認める全国共通の認定資格研修である以上、全国共通の取扱いや全国共通のシステムが必要ではないかと考えるが、国としての考えを伺いたい。	「5. 認定等事務」の「(1) 認定者名簿の作成」に記載している「必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号】は必須事項とする予定である。 また、国において、認定者名簿を管理する全国共通のシステム(都道府県認定資格研修認定者名簿管理システム)を構築している。
29	5. (3) 修了証の再交付等	認定者から内容変更の連絡があり、その内容が住所変更で、かつ他県への変更だった場合、変更の手続きは、転出元の都道府県が行うのか、転出先の都道府県が行うのか、国としては、どのような事務の流れを想定しているのか。 都道府県により流れが異なるとスムーズに他県へ情報が引き継がれない可能性も考えられる。 全国共通の資格であるため、全国共通の取扱いを示していただきたい。	認定者が転居する場合の住所等の変更については、転出元、転出先、いずれの都道府県に申し出ても差し支えなく、手続もそれに伴って行っていただくことになる。 都道府県認定資格研修認定者名簿管理システムでは、都道府県間の転出等があった場合に、転出元の都道府県から転出先の都道府県に、転出した認定者の情報を送信することが可能(ただし、複数回の転出を繰り返した場合、情報の送信が可能なのは直後の転出先の都道府県のみ)となっており、転出先の都道府県において、引き続き名簿を管理していただくこととなる。 また、転出元の都道府県で変更の申し出を受けた場合には転出先の都道府県へ、転出先の都道府県で変更の申し出を受けた場合には転出元の都道府県へ、変更に係る情報を送付(転出の処理)していただく必要があるため、申し出を受ける際、その情報の送付について、認定者から書面等により同意を得る必要があることに留意されたい。 ※本人同意がないと、個人情報保護審議会への諮問等の手続が必要となる場合もある。
30		認定者が、認定を受けた都道府県から転出後に、氏名に変更が生じた場合、又は修了証を紛失(汚損)した場合、その申し出は、転出元の都道府県に行うのか、それとも、転出先の都道府県に行うのか。 修了証の再交付はどこで行うのか。	氏名の変更又は修了証の紛失(汚損)の場合には、修了証の再交付の手続が生じるが、再交付は修了証を交付した(認定した)都道府県が行うことになる。 このため、氏名に変更が生じた場合、又は修了証を紛失(汚損)した場合には、基本的に、修了証を交付した(認定した)都道府県に申し出ていただくことになるが、転出先の都道府県においても情報の更新が必要となるため、転出先の都道府県にも申し出ていただく必要がある。 なお、修了証を紛失(汚損)した場合で、再交付した修了証番号に変更が生じない場合には、転出先の都道府県に申し出ていただく必要はない。
31	5. (4) 認定の取消	医師免許等の国家資格の取消については、情報を吸い上げるシステムと医道審議会のような判断する機関があるが、本資格も国家資格に準ずる想定で全国共通の資格とするならば「取消の取扱い」についても明確に示すべきではないか。 (例えば、A県で取消しを受けた者が、B県で再度研修を申し込んだときに、A県とB県との情報提供方法や取消し後の取扱い等について、都道府県の裁量ではなく全国共通の取扱いを示していただきたい。) 支援員に上限年齢を設けるか、認定資格の有効期限を設けるなどしないのか。 認定者の転居、違反、死亡等が発生しながら都道府県が把握できなければ、名簿管理数が膨らむ一方で、管理が困難になることが予測されるが、このような情報を吸い上げる仕組みについては、どのように想定しているのか。	認定の取消があった場合、都道府県認定資格研修認定者名簿管理システムにより、各都道府県から厚生労働省に取消された者の情報を送信していただき、厚生労働省において集約した情報を、各都道府県に提供する仕組みとしている。 放課後児童支援員の年齢制限等は、省令基準では想定していない。
32	6. 研修会参加費用	受講料を徴収する場合、都道府県において納入通知書の発行手続き等、膨大な歳入事務が発生するものとするのか。 どのような事務フローを想定しているのか。 全ての研修を受講する者と、保育士資格等を有しており一部科目が免除される者で、受講料は異なるのか。一部科目修了者には返還金事務が生じるのか。具体的に示していただきたい。	受講料の徴収は想定していない。

No	該当項目	質問	回答
33		区市町村においても受講料の予算化をしなくてはならず、受講者の負担金額について提示される時期の目処と額を示していただきたい。	研修会参加費用については、「研修会参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする」とする予定である。 また、放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費の中に計上しているところであり、受講者に代わって運営主体が負担することも可能としている。
34	7. 費用	「補助基準額(案):1回当たり810千円」について、積算根拠、内訳等があれば教えて欲しい。	積算内訳をお示しする予定はないが、対象経費として、研修講師の謝金及び旅費、認定証等発行経費、消耗品等の事務経費などを想定している。
35		交付要綱(案)の基準額欄には「厚生労働大臣が認める額」と記載されているが、「1回当たり810千円」との関係は。	放課後児童支援員認定資格研修事業の平成27年度予算における基準単価は810千円であり、目安としてお示したところであるが、本事業は、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金(統合補助金)の中の1事業として、子育て支援員研修事業や他の職員の資質向上・人材確保等研修事業と合わせて執行する仕組みに整理されたところである。よって、交付要綱(案)の基準額も「厚生労働大臣が認める額」として記載し、全体の予算の範囲内で統合補助金としてのメリットを生かした執行が可能となったところであり、5月下旬に予定している事前協議書の提出時においては、本事業の実施に必要な経費を計上していただき、全体の予算の範囲内で内示を行うこととなるので留意いただきたい。
36		委託料の中に、委託先の人件費、コピー機のリース料等の事務費も含めてよいのか。また、人件費の計上が可能な場合、雇用する人数に制限はあるか。	認定資格研修の実施に必要な経費として認められるのであれば、含めて差し支えない。 また、人件費の人数を制限するまでは想定していないが、委託契約書等において事業実施に必要な適切な人数を定めていただく必要があるのではないかと。
37		補助対象経費について、研修に係る事務処理のみをする職員(パンチヤーのようなもの?)を雇用する場合、その人件費は補助対象経費となるか。	認定資格研修の実施に必要な事務諸費として、当該事務を専任で行う賃金職員の雇上げ経費としてであれば差し支えない。
38		補助対象経費について、放課後児童支援員の旅費は運営費本体の対象経費としてよいと聞いたが、テキスト代はどうか。	テキスト代についても、運営費本体の対象経費として計上して差し支えない。
39	8. その他	認定を行って、認定証の発行や認定者名簿に登録することになっているが、交付手数料や登録手数料の取扱いはどうになるのか。	交付手数料及び登録手数料の徴収については、実施主体である都道府県の判断で決めていただいて差し支えない。
40		委託して実施する予定であるが、研修実施に当たっては、準備期間も必要であるため、新年度早々に委託契約を行いたい。補助金交付決定時期等のスケジュールをご教示いただきたい。 また、交付決定の時期によっては、交付決定前に事業を委託することは可能か。	放課後児童支援員認定資格研修事業を含む子ども・子育て支援対策推進事業費補助金については、4月下旬に事前協議の依頼、5月下旬に事前協議書の提出、6月下旬に事前協議に係る内示、7月下旬に交付申請書の提出、8月中に交付決定通知書の発出、という予定である。 また、交付決定前に事業を委託することは差し支えない。
41		(案)とれ版はいつ発出されるのか。	平成27年度予算は既に成立しているもので、速やかに、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」として正式に発出する予定である。

放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に関する Q & A

(令和7年4月1日現在)

NO.	事業名	該当項目	質問	回答
4	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研修 対象者	「基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等」 「等」とはどういったものを想定しているのか。市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で基準第10条第3項に規定されない資格要件を新たに創設した場合、これに該当する者も対象としてよいのか。	研修を実施する翌年度の始期までに、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を想定している。したがって、市町村が条例で新たに創設した資格要件に該当する者は対象とならない。
5	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研修 対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者は、いつから認定資格研修の受講が可能となるのか。	大学等で一定程度学修した者で、研修実施主体（都道府県、指定都市又は中核市。以下、「都道府県等」という。）が適当と判断した場合に可能となる。例えば、大学等の最終学年の在籍や資格取得が見込まれる状況が考えられる。
6	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研修 対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者が研修を受講する場合、研修修了時点で設備運営基準第10条第3項各号に掲げる基礎資格を満たしていない場合が想定されるが、研修を修了した時点で放課後児童支援員として認められるのか。	認定資格研修修了の効力は、基礎資格を持った時点で有効とする。したがって、研修の実施主体において、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を受講させる場合、受講者が基礎資格を持ったことを確認するまで、修了証の交付を留保すること。また、修了証の研修修了年月日には、基礎資格を満たした日を記載すること。
7	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研修 対象者	研修対象者の範囲について、「従事しようとする者」は次年度就職を考えている者を含むということでのよいのか。	基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする意志がある者であれば、研修対象者として含めて差し支えない。よって、次年度就職を考えている者も含むと解される。なお、都道府県・市町村内の放課後児童支援員の充足状況や、研修会の定員を踏まえて、優先順位をつけて研修受講者を選定することは可能と考える。

